



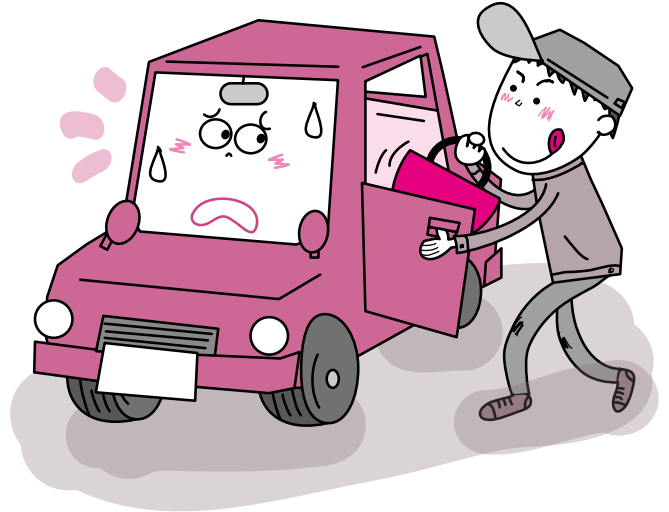
暮らしの安全知っ得情報

車の盗難や車上狙いが多発しています

平成27年の1～11月、自動車を狙った犯罪が市内で190件も発生しました。その内訳は、自動車盗難44件、車内に置いてある金品や荷物を盗む「車上狙い」114件、カーナビなど自動車内に取り付けてある部品や、タイヤ、アルミホイールなどを盗む「部品狙い」32件です。

被害に遭わないよう、次のことを心掛けましょう。

- 短時間でも自動車から離れるときは、必ずエンジンキーを抜いてドアロックし、窓は完全に閉める
- 盗難防止装置(イモビライザーなど)やハンドルロック、自動警報器など複数の盗難防止機器を併用する
- トランクや車内に荷物を置かないようにする
- 違法な路上駐車はやめ、見通しがよく、監視の行き届いた駐車場を利用する
- 駐車中の自動車の周りをうろつく不審者がいるときは、速やかに110番通報する



※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。



消費生活相談Q&A

排水管の洗浄をきっかけとする点検商法にご注意

Q 昨日、「サービス期間で、今なら排水管の高圧洗浄を1万円ですらやります」と業者が訪ねてきました。「1万円なら」と思い契約しましたが、洗浄後、頼んでもいないのに業者が屋根に上り、「点検したら屋根瓦が外れていました。ふき替え工事をしないと雨漏りしますよ」と言いました。「今日契約したら、お安くします」とせかさされ、契約内容をよく確認しないまま、その場で契約しました。後で契約書を見ると、300万円の高額な契約をしたことに気がきました。解約できますか。

A 突然訪問を受けて契約した場合は特定商取引法の訪問販売に当たるため、契約書を受け取った日から8日以内であれば、クーリングオフにより無条件で契約を解除できます。

訪問販売や投げ込みチラシをきっかけに、比較的低額な排水管の洗浄を業者に依頼したところ、洗浄作業後に「排水管に穴が開いている」「住宅の基礎にひびが入っている」などと言われ高額な工事を勧められたといった「点検商法」と思われる事例に関する相談が、最近多く寄せられています。

「特別に値引きする」などと言われても、その場で契約せず、工事などを依頼するときは複数の業者から見積もりを取り、金額や工事内容を確認してよく検討しましょう。また、必要のな



い工事はきっぱりと断るようになさってください。

契約後や工事後でもクーリングオフや契約の取り消しなどができる場合もあります。おかしいと思ったら、消費生活センターに早めに相談してください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



国民健康保険の高額療養費制度

医療費が高額になったときに

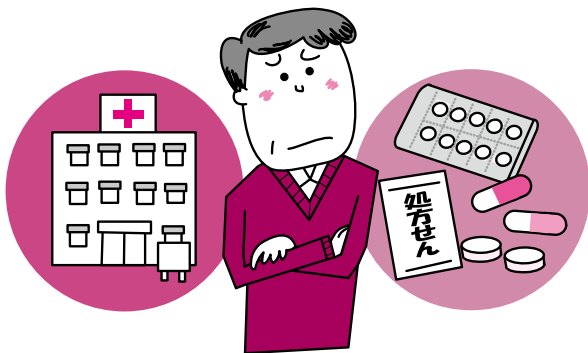
1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内・同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で限度額を超える自己負担額を支払ったとき、その超過分が後で払い戻される制度です。70歳未満の人の限度額は右表の通り区分されています。

70歳以上の人の限度額と計算方法については、保険年金課へ問い合わせてください。

支給対象世帯には「該当通知書」を

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に該当通知書を郵送します。この通知を受け取ったら、印鑑、医療費の領収書(病院などが発行したもの)、世帯主の振込先口座が分かるもの、該当通知書を持って保険年金課(市役所1階)ま



負担区分	年3回目まで	年4回目以降
基準総所得額 901万円超え	25万2,600円 (医療費が84万2,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	14万100円
基準総所得額 600万円超え 901万円以下	16万7,400円 (医療費が55万8,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	9万3,000円
基準総所得額 210万円超え 600万円以下	8万100円 (医療費が26万7,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	4万4,400円
基準総所得額 210万円以下	5万7,600円	4万4,400円
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

*国保加入中で所得の申告をしていない人がいる世帯は、基準総所得額901万円超えとして扱われます

または下総・大栄支所で申請してください。支払いは申請月の翌月下旬になります。

「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

70歳未満の人、70歳以上の非課税世帯の人が医療機関で限度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は、印鑑と保険証を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

¥ 海外居住者の国民年金

希望すれば加入できます

国民年金に加入している人が海外に転出した場合、国民年金の資格を喪失することになります。海外に住むことで国民年金に加入しなかった期間は、将来、年金を受けようとするときの受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

これに対し、受け取る年金額を増やしたい、万が一の場合に障害基礎年金などが保障されるようにしたい、と希望する人は、引き続き国民年金に加入(任意加入)することができます。

海外に転出するときは、必ず保険年金課(市役所1階)で手続きしてください。

ただし、任意加入者には、保険料免除制度や学生納付特例制度は適用されませんので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

